

平成30年6月20日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第4号

1. 各地の取組を紹介します！

「平成30年度埼玉県成年後見制度利用促進協議会」に参加させていただきました！

▶ 本号の掲載内容

- 各地の取組を紹介します！：埼玉県
- 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」が改訂されました。
- 速報：市町村職員を対象とするセミナー

成年後見制度の利用促進のための都道府県の役割とは？

基本計画では、都道府県の役割として、広域的見地からの市町村の支援等を行うこととしており、いくつかの例が示されています。

そのなかでも「都道府県レベルの成年後見制度利用促進に向けた協議会」については、

- すでに立ち上げ運営を重ねてきているところ、
- 現在立ち上げに向けた検討・調整を行なっているところ

など各地の状況は様々ですが、今回、埼玉県では第1回となる県レベルでの成年後見制度利用促進協議会が開催されましたので、その様子をレポートします。



(文責：利用促進室)



協議会は、平成30年5月31日（木）14:00～16:30に埼玉県県民健康センターの大ホールで開催されました。参加者は、市町村から86名、市町村社協から53名、さいたま家庭裁判所（オブザーバー）から19名、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会、行政書士会から26名の合計184名の参加となりました。

開催の経緯

まず、冒頭に福祉部の江森 地域包括ケア局長から開会のあいさつが行われ、協議会立ち上げの背景が述べされました。



埼玉県においても高齢化が進展するなか、**現在約26万人の認知症高齢者数が平成37年には約40万人（埼玉県の高齢者数の5分の1）まで増加するとみられています。**成年後見制度利用促進法の制定や国の基本計画の策定といった流れのなか、認知症高齢者や精神・知的障害者を支える重要なツールの一つである**成年後見制度の利用が、埼玉県では近隣の1都3県のなかでも低くとどまっている**状況で

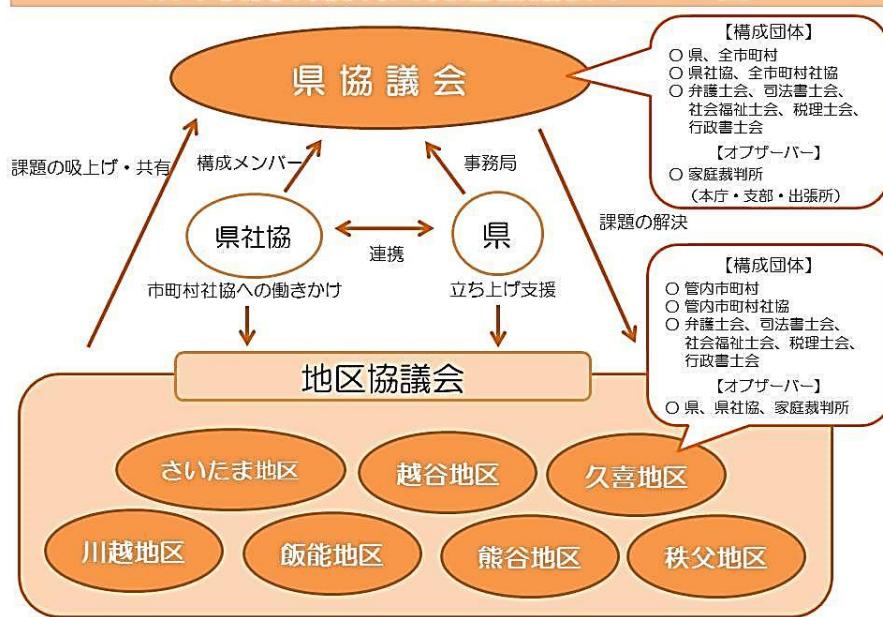
す。こうした状況を踏まえ、今年度から「埼玉県成年後見制度利用促進協議会」を設置し、県内の各関係者が連携して制度の利用促進を進めしていくことが力強く宣言されました。

埼玉県における取組について

最初に、埼玉県の現状と県の取組について、福祉部の繩田 地域包括ケア課長からの説明がありました。県内市町村の権利擁護人材育成事業の実施状況や、市民後見推進研修及び市町村長申立研修といった**埼玉県がこれまで取り組んできた研修の実施状況**が示されたあと、



成年後見制度利用促進協議会イメージ図



成年後見制度利用促進法及び国の基本計画のポイントがわかりやすく解説されました。最後に**協議会のイメージ図も示され、構成団体間でイメージが共有されました。**

協議会は、**関係団体の連携、制度の県民への周知及び普及、制度の利用促進に係る諸課題の検討**等について協議することを目的として設置されます

(会長：埼玉県福祉部地域包括ケア課長、副会長：埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター所長)。協議会は上図のとおり、**県、県社協、市町村、市町村社協に加え、5つの専門職団体が参加します。それぞれの家庭裁判所の支部の管轄ごとに地区協議会も設置されます。**

さいたま家庭裁判所より「利用促進にむけて」



続いて、**家庭裁判所(司法)**からも現状説明が行われました。

さいたま家庭裁判所の本田 部総括判事から、制度の現状や福祉行政

と家庭裁判所の連携イメージ等の説明が行われました。特に**埼玉県内の制度利用状況について**は、人口に対する成年後見制度利用率や近隣都県との比較などが具体的な数字により示され、近隣都県と同様の制度利用率になった場合の県内の利用人数のシミュレーション、高齢者の人口割合の比較などから県内がおかれた状況を会場に示しました。今後、同じ県内であっても地区ごとの違いなどの分析も進むことが期待される内容です。

さらに、**福祉行政と家庭裁判所の連携イメージ**の説明では、家庭裁判所が考える福祉サイド、家裁サイドのそれぞれの役割を

- ・制度の利用検討時から後見開始までの支援
- ・後見開始後の継続的な支援

に分けた上で会場にいる市町村の担当者とイメージが共有されました。

なお、当日の会場出口にて、**さいたま家庭裁判所**が作成した「成年後見申立てセット」と「後見人等Q&A」の冊子が配布されました。



社会福祉協議会における成年後見制度の取組



続いて、埼玉県社会福祉協議会の丸山権利擁護センター所長から、これまでの権利擁護の取組を活かし、社協としてどのような役割を果たしていくのかについて説明がありました。

特に、以下のスライドのように、「地域包括ケアシステム」、「我が事丸ごと」、「成年後見制度利用促進」といった近年の**国の施策を踏まえつつ、地域の連携による総合的な相談体制づくりに向けたイメージ**により、成年後見制度の利用促進以外の様々な施策との関係も活かした地域のネットワークづくりの重要性が示されました。

今後、県社協としては、県全域における権利擁護ニーズ把握や地域連携ネットワークの構築への協力を図りつつ、それぞれの**地区協議会も立ち上ることから、市町村社協への支援等にも積極的に取り組む**としています。昨年度は市町村社協のみを廻ったとのこと

でしたが、「行政の力」(果たす役割)が大きいことから、今年度は県職員と県社協職員が県内の市町村担当課を廻って支援をしていくとのことでした。丸山所長の「権利擁護支援のニーズは深刻化している。成年後見制度を一つのツールとして広めていけるように」

「社協は今までネットワークを築いてきた。お仕着せのネットワークではなく、関係者がそれぞれの役割を果たし、築いてきたネットワークで

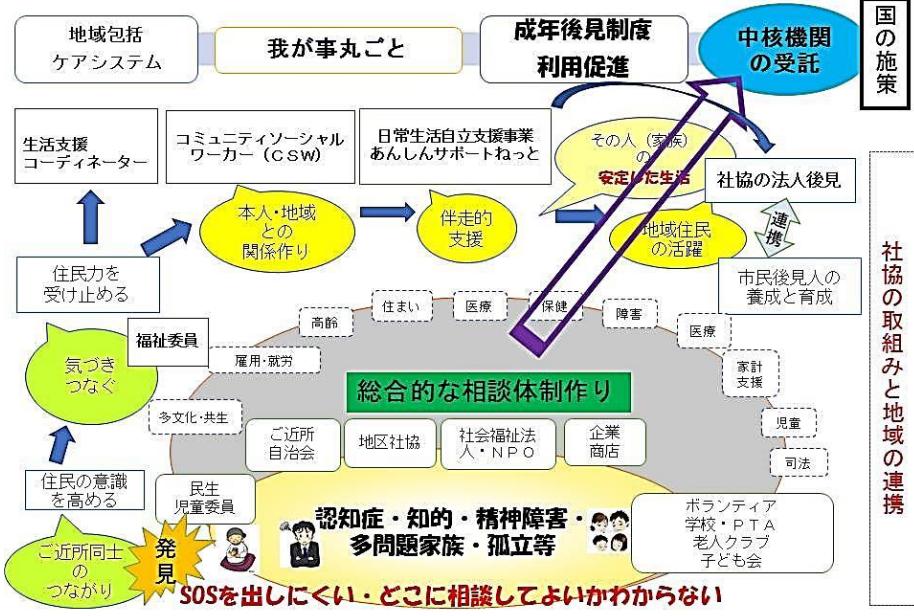
顔の見える関係を！」とのメッセージはしっかりと会場にも共有されたようです。

各専門職団体における取組の説明と意見交換

その後、**埼玉弁護士会、埼玉司法書士会、埼玉県社会福祉士会、関東信越税理士会埼玉県支部連合会、埼玉県行政書士会**の5つの専門職団体から、それぞれの取組の紹介がありました。今後は、県レベルはもちろん、各地区レベルでも各専門職団体が構成団体としてメンバーとなります。行政や司法、医療、福祉関係者との連携の下、各専門職の強みを活かした取組が期待されるところです。

最後に、各市町村から提出された事前質問について各関係者が答えるという形での意見交換が実施されました。市町村からは「各専門職団体の相談対応・窓口についてはどのようにになっているのか教えてほしい」、「各市町村と社協の連携（情報共有）に関する考え方は？」、「埼玉県内の中核機関の設置状況はどうなっているか？」などの質問が寄せられました。

社協の取り組みを活かして積極的に役割を果たす



〔利用促進室から〕協議会当日に当室からも挨拶させていただきましたが、今後は各地区での協議会も立ち上がり、それぞれの地域での実情も踏まえた取組が加速していくことが期待されます。当室もしっかりとフォローていきたいと考えています。埼玉県の関係者の皆様、お忙しいなか参加させていただきありがとうございました。

2. 「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」が改訂されました。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室では、刑法など関連制度の改正等を踏まえ、「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」を改訂し、都道府県等に対し、6月11日付事務連絡を発出しました。

同手引きでは、これまでも養護者による障害者虐待への対応の一つに、虐待を受けている障害者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があるとしています（「Ⅱ3(9) 成年後見制度等の活用」）。この機会に改めてご確認いただければと思います。なお、詳細は、以下の障害保健福祉部ホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

※厚生労働省トップページ>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>障害者虐待防止法が施行されました>通知・関連資料集等>「その他」に掲載



3. 速報：市町村職員を対象とするセミナー「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について」を開催しました。

6月19日（火）に市町村職員や関係者など約350人に参加いただき、第135回市町村職員を対象とするセミナー「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について」を開催しました。当日のプログラムとして、基本計画の行政説明、自治体の事例紹介、情報交換を実施しました。多くの方々に参加いただきありがとうございました。

最初に当室室長の須田より、基本計画について説明を行いました。自治体事例紹介では、当室から中核機関と地域連携ネットワークについて導入のための説明を行った後、ニュースレター第3号にも寄稿いただいた「愛知県豊田市における中核機関設置と体制整備についての実践報告」及び「福島県南会津町における市町村計画策定についての報告」をいただきました。

また、情報交換では、各自治体における取組の現状や課題等について少人数のグループで活

発な意見交換が行われ、その後、会場から出た質問について、当室や登壇者、最高裁判所事務総局家庭局から回答させていただきました。

セミナー内容の詳細やアンケート結果などについては、次号のニュースレターで改めて紹介させていただきます。なお、当日の資料については厚生労働省ホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212070.html>) に掲載するとともに、いただいたご質問のうちその場で回答できなかったものについては、今後の説明会やニュースレターのQ&Aコーナーで順次取り上げていく予定です。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03-5253-1111【代表】（内線 2228）FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ

[厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212070.html)

で

検索

